

官報

昭和六十二年八月二十七日

○第百九回 衆議院會議録 第十三号

昭和六十二年八月二十七日(木曜日)

議事日程 第七号

昭和六十二年八月二十七日

午後一時開議

- 第一 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案(第百八回国会、内閣提出)
- 第二 食糧管理法の一部を改正する法律案(第百八回国会、内閣提出)
- 第三 民法等の一部を改正する法律案(第百八回国会、内閣提出)
- 第四 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

公正取引委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会委員長任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員長任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員長任命につき同意を求めるの件

日程第一 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案(第百八回国会、内閣提出)

昭和六十二年八月二十七日 衆議院會議録第十三号

議員請暇の件
改正する法律案

午後一時二分開議

○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(原健三郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

河野洋平君から、八月二十九日から九月六日まで九日間、木岡章君及び嶋崎謙君から、八月三十日から九月七日まで九日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

公正取引委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会委員長任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員長任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員長任命につき同意を求めるの件

○議長(原健三郎君) お諮りいたします。

内閣から、

公正取引委員会委員長に梅澤節男君を、

同委員に宇賀道郎君を、

日本銀行政策委員会委員長に武田誠三君を、

中央社会保険医療協議会委員長に三藤邦彦君を、

電波監理審議会委員長に浅見喜作君及び岡村總吾君を

任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

まず、公正取引委員会委員長及び同委員、日本銀行政策委員会委員長及び電波監理審議会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

次に、中央社会保険医療協議会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

日程第一 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案(第百八回国会、内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第一、公害健康被害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長林大幹君。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔林大幹君登壇〕

○林大幹君 ただいま議題となりました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における我が国の大気汚染の態様の変化を踏まえ、第一種地域の指定がすべて解除された場合に対応できるようにするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、法律の題名を公害健康被害の補償等に関する法律に改めるとともに、目的に、大気汚染の影響による健康被害の予防のため必要な事業を行うことにより、健康の確保を図る旨を加えることとであります。

昭和六十二年八月二十七日 衆議院會議録第十三号 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

第二は、第一種地域の指定がすべて解除された場合においても、解除前に認定を受けた者に対する補償を継続することができるように、解除前のばい煙発生施設等設置者から賦課金を徴収すること等、その費用負担の仕組みを汚染原因者負担の観点から整備することである。

第三は、公害健康被害補償協会の業務に、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究等の実施及び地方公共団体が行う健康相談等の事業に対する助成に関する業務を加えるとともに、協会の名称を公害健康被害補償予防協会に改めることである。

なお、これらの業務に必要な費用に関し、大気汚染の原因者等から拠出される拠出金を財源として基金を設けることとする。

本法案は、第百八回国会に内閣から提出され、五月十九日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託されたが、今国会まで継続審査に付されてまいりました。

今国会におきましては、八月十八日稲村環境庁長官から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、以来、二十二日に参考人から意見を聴取し、二十五日には中曽根内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど、慎重に審査を行ってまいりました。

かくて、八月二十五日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党から、関係法律について所要の整理を行うことを内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、討論、採決の結果、本法案は多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。本法案の委員長の報告は修正であります。本法案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本法案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 食糧管理法の一部を改正する法律案(第百八回国会、内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第二、食糧管理法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員長玉沢一郎君。

食糧管理法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔玉沢一郎君登壇〕

○玉沢一郎君 ただいま議題となりました食糧管理法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案は、最近における麦の生産及び需要等をめぐる諸情勢の変化に対応し、麦の政府買い入れ価格について、生産性の向上及び品質の改善が図られるよう配慮しつつ生産状況等を的確に反映して定めるため、その算定に関する規定を整備しようとするものであります。

本法案は、第百八回国会に提出され、本委員会に付託されたのでありますが、同国会においては審査に至らず、今国会まで継続となっていたものであります。

今国会におきましては、七月二十九日加藤農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、八月四日に参考人から意見を聴取し、八月十九日及び二十五日の両日にわたり質疑を行いました。八月二十五日質疑を終局し、日本社会党・護憲共同及び日本共産党・革新共同からそれぞれ反対討論が行われた後、採決いたしました結果、本法案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本法案の委員長の報告は可決であります。本法案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本法案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 民法等の一部を改正する法律案(第百八回国会、内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第三、民法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員会理事今枝敬雄君。

民法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔今枝敬雄君登壇〕

○今枝敬雄君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案は、養子制度の充実等を図るため、従来の養子制度のほかに、子の利益のため特に必要がある場合に、養子と養父母との間に実の親子と同様な親子関係を成立させる特別養子制度を新設するとともに、従来の養子制度についても、配偶者のある者が縁組をする要件を緩和する等のため、民法、家事審判法及び戸籍法の一部を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

まず、特別養子制度の新設については、

第一に、特別養子縁組は、養親となる者の請求に基づき、家庭裁判所が、六カ月以上の期間監護養育した状況を観察した後に、審判によって成立させるものとする。

第二に、特別養子縁組は、実親による監護が著しく困難または不適当である等の特別の事情のある子について、その子の利益のため特に必要があるときに限るものとし、原則として、養子となる者が六歳未満であること、養親となるべき者が二十五歳以上の夫婦であること、及び実親の同意があることを要するものとする。

第三に、縁組の成立によって、養子は養親の嫡出子の地位を取得するとともに、養子と実方の親族との親族関係は、婚姻障害を除き、終了するものとする。

第四に、離縁は、原則としてこれを許さないものとする。

次に、従来の養子制度等の改正については、第一に、配偶者のある者の養子縁組は、養子が未成年者である場合を除き、その配偶者の同意を得て、単独で行うことができるものとする。

第二に、十五歳未満の子の縁組において、親権者でない父母の一方が子の監護者とされているときは、その者の同意を得なければならぬものとする。

第三に、子がその氏を父母の氏に変更するに当たって、家庭裁判所の許可を要しない場合を認めるとともに、縁組後七年を経過した後に離縁をしたときは、養子は戸籍の届け出によって離縁後も養親の氏を称することができるとすること、その他、民法の改正に伴い、家事審判法及び戸籍法について、所要の整備をするものとする等であります。

本法案は、第百八回国会に内閣から提出され、今国会に継続されているものであります。委員会においては、七月二十八日提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行い、去る二十五日

質疑を終了し、直ちに採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第四、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長佐藤信二君。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔佐藤信二君登壇〕

○佐藤信二君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

御承知のように、今回の東芝機械の不正輸出事件は、我が国の国際的信用を損なうものとして、極めて重大な問題となっております。このように、国際社会における我が国の責任の増大等を背景として、国際的な平和及び安全の維持を妨げると認められる貨物の輸出や海外への技術提供が、我が国の対外取引の正常な発展と我が国経済の健全な発展を阻害するおそれ強まってきております。

本案は、こうした状況に対処し、同様の事件の再発を防止するための措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、国際的な平和及び安全の維持に関連のある特定の種類の貨物の輸出及び特定の技術を提供する取引等については、通商産業大臣の許可制とすること。

第二に、許可を受けないで特定の種類の貨物を特定の地域に輸出した者に対する行政制裁を強化し、許可を受けないで特定の技術を特定の地域において提供する取引等を行った者に対しても同様とするとともに、これらの者に対する罰則を強化すること。

第三に、国際的な平和及び安全の維持についての外務大臣の意見等について定めること等であります。

本案は、去る八月二十日本会議において趣旨説明並びに質疑が行われた後、同日当委員会に付託され、八月二十一日田村通産大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、慎重に審査を重ね、二十五日質疑を終了し、昨二十六日討論を行い、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 討論の通告があります。これを許します。上坂昇君。

〔上坂昇君登壇〕

○上坂昇君 上坂昇であります。

日本社会党・護憲共同を代表いたしましたして、ただいま議題となりました外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案について、反対の討論を行います。(拍手)

この外為法改正のねらいは、一九八二年十二月から八三年六月にかけて輸出されたNC工作機械の申請違反事件を契機として、今後、この種コム関連の物資、技術の輸出に対する罰則の強化と

我が国の安全保障重視の姿勢を内外に示すことにあるとされております。

しかしながら、問題の本質を見るならば、今回の事件は、企業のモラルの欠如と、同時に、輸出申請の不正をチェックできなかった政府の審査、管理体制の不備及び責任にあると言わなければなりません。したがって、是正すべきは、外国貿易における企業の姿勢とこれに対する政府の指導及び政府自体の管理体制の整備でなければなりません。そのことを差し置いて、外為法にコム規制強化を目的とした安全保障事項や罰則の強化等を持ち込み、法の改正によってアメリカ合衆国の厳しい対日報復措置を和らげようとすることは本末転倒の措置といふべきであって、絶対に承服できないものであります。(拍手)

そもそも外為法は、一九八〇年の大改正によりまして、従来の対外取引の原則禁止から原則自由の建前にその体系の変更がなされ、対外取引が役務を含めて自由に行われることを目的とした経済立法であります。このような性格を持つ法律に経済外目的のコム規制の觀念を導入することは、憲法違反の疑いすら生じかねない、法理論上からも重大な問題であるばかりでなく、我が国のハイテク産業界に大きな混乱を持ち込むおそれすらあり、将来に大きな禍根を残すものと断ぜざるを得ません。

コムの申し合わせが、国際法上及び国内法上も、いわゆる条約としての何らの法的拘束力を持つものでなく、また国連決議や国際間取り決めのように特別な遵守の義務を課せられるものでないことを考えるとき、自由貿易の大原則を曲げてまで外為法の改正に踏み込む必要は全くないと言わなければなりません。(拍手)

元来、コムは東西冷戦時代を背景として成立したものであり、現在のようにならざるを得ないものであり、現在のように東西関係が改善されれば活発化し、今後さらに発展が予測される今日、コム規制の強化に走ることは時代錯誤のそしりを免れないと思っております。時の流れは

確実にコム体制の安楽死であることを認識しなければなりません。今回の東芝機械の輸出事件に藉口して、安保条項を持ち込み、違反についての罰則と時効の強化延長を図るということは、平和の流れと確立にとつてむしろ有害であると言わざるを得ないのであります。

逆説的に言うならば、日ごろ中曽根総理の言われる、核を中心とする米ソ兩大国の軍事的均衡が核戦争への抑止力であるとするならば、我が国のすぐれた技術、機械が一方的に偏ることこそ、抑止力のバランスを崩し、危機を増大させる一因になるという論法もまた成り立つのであります。

アメリカのコム違反事件指摘以来、当該事件の釈明のために訪米した田村通産大臣のコム規制強化の約束が、今次外為法改正の動機となったようでありますが、これが果たして対米関係改善の要因となるのでしょうか、絶対にノーであります。

問題は、日米間の貿易インバランスが一九八三年以降急速に増大して、今やアメリカの対日赤字が合衆国の全対外赤字の三四％以上を占めるに至り、そのいら立ちが日本に向けられていると認識するならば、それはもはや我が国内法の改正というよりなこそ手段に求められるべきものではなく、国際経済政策の問題であり、同時に、基本的な外交政策上の問題であることを指摘せざるを得ません。

さらに、東芝機械のNC工作機械がソ連原子力潜水艦のスクリー加工とその低周波音に関係があったとするアメリカの主張に対しては、明確な技術上の裏づけがあるわけではなく、むしろ、機械輸出の時期とソ連原潜の低周波音技術の進歩の段階を勘案するならば、その因果関係について大きな疑問を持たざるを得ないのであります。

今次の外為法の改正の一つとして、通産省と外務省の法的協議事項が難則に盛り込まれておりますが、この条項は、コム規制強化の関連での防

昭和六十二年八月二十七日 衆議院會議録第十三号

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案 地方交付税法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長

二九八

衡斤の意思と、その背景にかいま見るペンタゴンの介入すら懸念されるものがあり、日本の将来に照らして絶対に承服できないのであります。

以上、幾つかの反対の趣旨を申し述べましたが、このような法改正の提案をするに至った政府の態度は、まさに中曽根流外交政策に起因するものであることを指摘したいのであります。すなわち、USAの核の傘に包み込まれ、日本列島の不沈空母発言に始まり、武器禁輸三原則を破る軍事技術の対米供与、防衛費の対GNP比一％枠の突破、さらにSDI計画への積極的参加など、軍事大国への道と対米一辺倒の外交政策の中で、理不尽とも思えるアメリカの言い分に何ら反論することのできない中曽根流対米政策のツケが、今次東芝機械輸出事件を契機に回ってきていることを明らかにしなければならぬと思うのであります。

(拍手)

ロン・ヤスの日米関係の流れは、今日円高・ドル安を惹起し、日本経済の混乱から産業の空洞化に及んでいるだけではなく、ロンの意思ならば無条件にやすやすと受け入れてしまう、そういうロン・ヤスの流れに陥ってしまったことを私は非常に残念に思うのであります。軍拡、外交の姿勢を、安全保障に名をかりて、対外取引という本来自由であるべき経済体制にまで持ち込もうとする中曽根政府に深く反省を求めつつ、ここに強く外為法改正案に反対の意思を表明し、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第五、地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長石橋一弥君。

地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔石橋一弥君登壇〕

○石橋一弥君 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、本案の概要について申し上げますと、第一に、昭和六十二年度分の地方交付税の総額について、同年度の所得税、法人税及び酒税の収入見込み額は一般会計の当初予算に計上された額とするとともに、昭和六十一年度分交付税の精算額増五千七百六億円を加算するなどの措置を講ずることとしております。この結果、昭和六十二年度の地方交付税の総額は千兆二千三百九十四億円といたしております。これにより、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するとともに、補正予算に基づく追加公共事業等の実施のための一般財源所要額三千五百億円を地方交付税の総額として増額しようとするものであります。

第二に、昭和六十二年の普通交付税の算定については、経常経費に係る国庫補助負担率の引き下げ等に伴い増加する経費に対し所要の財源を措置し、あわせて、福祉施策、生活関連施策、地域の活性化促進等に要する経費の財源を措置するほか、投資的経費について、地方債振替後の所要経

費の財源を措置するとともに、補正予算により増額された公共事業等に要する所要経費の財源を措置することとして、地方交付税の関係費目の単位費用を改正することといたしております。

本案は、八月十八日当委員会に付託され、同日葉梨自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を行いました。

質疑におきましては、地方財政の健全化対策、追加公共事業の地方負担に対する交付税の配分方針、NTT株売却益の地方財源化、不況地域に対する財政措置の強化等について広範な論議が行われ、二十五日質疑を終了いたしました。

昨二十六日討論を行いましたところ、自由民主党から賛成、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同から反対の意見がそれぞれ述べられました。次いで、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、地方交付税の充実等八項目にわたる附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は

○議長(原健三郎君) 本日、これにて散会いたします。

午後一時三十九分散会

出席閣僚大臣

法務大臣	遠藤 要君
大蔵大臣	宮澤 喜一君
厚生大臣	斎藤 十朗君
農林水産大臣	加藤 六月君
通商産業大臣	田村 元君
郵政大臣	唐沢俊二郎君
自治大臣	葉梨 信行君
国務大臣	稲村 利幸君
国務大臣	後藤田正晴君

○朗読を省略した議長の報告

〔通知書受領〕

一、昨二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
国際緊急援助隊の派遣に関する法律
国土開発幹線自動車道建設法の一部を改正する法律

〔要求書受領〕

一、今二十七日、内閣から、公正取引委員会委員長に梅澤節男君を、同委員長に宇賀道郎君を任命したので、私的独占の禁止及び公共取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。
一、今二十七日、内閣から、日本銀行政策委員会委員に武田誠三君を任命したので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。
一、今二十七日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に三藤邦彦君を任命したので、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十五条第五項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。
一、今二十七日、内閣から、電波監理審議会委員に浅見喜作君及び岡村総吾君を任命したので、電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

稲葉 修君
上村千一郎君
石渡 照久君
笹川 堯君

補欠

石渡 照久君
笹川 堯君
稲葉 修君
上村千一郎君

外務委員

辞任

岡崎万寿秀君
松本 善明君
岩佐 惠美君
工藤 晃君

補欠

岩佐 惠美君
工藤 晃君
岡崎万寿秀君
松本 善明君

文教委員

辞任

山原健二郎君
藤原ひろ子君
農林水産委員

補欠

藤原ひろ子君
山原健二郎君

農林水産委員

辞任

阿部 文男君
小坂善太郎君
佐藤 隆君
佐々木良作君
石渡 照久君
桜井 新君
栗山 明君
木下敬之助君

補欠

栗山 明君
石渡 照久君
桜井 新君
木下敬之助君
小坂善太郎君
佐藤 隆君
阿部 文男君
佐々木良作君

商工委員

辞任

大西 正男君
工藤 晃君
藤原ひろ子君
東中 光雄君
穂積 良行君
松本 善明君

補欠

穂積 良行君
松本 善明君
東中 光雄君
藤原ひろ子君
大西 正男君
工藤 晃君

運輸委員

辞任

北川 正恭君
鴻池 祥肇君
若林 正俊君
江崎 真澄君
大西 正男君
河本 敏夫君

補欠

河本 敏夫君
江崎 真澄君
大西 正男君
鴻池 祥肇君
若林 正俊君
北川 正恭君

通信委員

辞任

野中 広務君
二田 孝治君
阿部 文男君
阿部 文男君
稲葉 修君
村山 喜一君

補欠

稲葉 修君
阿部 文男君
村山 喜一君
二田 孝治君
野中 広務君
阿部 文男君

科学技術委員

辞任

村山 喜一君
辻 一彦君

補欠

辻 一彦君
村山 喜一君

環境委員

辞任

江崎 真澄君
河本 敏夫君
山口 鶴男君
遠藤 和良君
岩佐 惠美君
東中 光雄君
中島 衛君
森 美秀君
馬場 昇君
森本 晃司君

補欠

中島 衛君
森 美秀君
馬場 昇君
山口 鶴男君
遠藤 和良君

予算委員

辞任

桜井 新君
福島 護二君
水谷 弘君
木下敬之助君
小坂善太郎君

補欠

佐藤 隆君
小坂善太郎君
遠藤 和良君
佐々木良作君
福島 護二君

議院運営委員

辞任

佐藤 隆君
遠藤 和良君
佐々木良作君

補欠

桜井 新君
水谷 弘君
木下敬之助君

一、昨二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方行政委員

辞任

熊谷 弘君
染谷 誠君
渡部 恒三君
左近 正男君
中沢 健次君
山下八洲夫君
寺前 巖君
亀井 静香君
中川 昭一君
中村正三郎君
小澤 克介君
小林 恒人君
清水 勇君
石井 郁子君

補欠

中川 昭一君
亀井 静香君
中村正三郎君
小林 恒人君
小澤 克介君
清水 勇君
石井 郁子君

文教委員

辞任

逢沢 一郎君
井出 正一君
佐藤 敬夫君
石井 郁子君
熊谷 弘君
染谷 誠君
渡部 恒三君
寺前 巖君

補欠

熊谷 弘君
染谷 誠君
渡部 恒三君
寺前 巖君

商工委員

辞任

寺前 巖君
大西 正男君
長田 武士君
穂積 良行君
齊藤 節君
長田 武士君

補欠

石井 郁子君
穂積 良行君
齊藤 節君
大西 正男君
長田 武士君

運輸委員

辞任

清水 勇君
左近 正男君

補欠

左近 正男君
清水 勇君

環境委員

辞任

石破 茂君
金子 みつ君
齊藤 節君
大西 正男君
中沢 健次君
長田 武士君
奥野 一雄君
竹内 猛君

補欠

大西 正男君
中沢 健次君
長田 武士君
金子 みつ君
齊藤 節君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
物価問題等に関する特別委員

辞任

奥野 一雄君
竹内 猛君

補欠

竹内 猛君
奥野 一雄君

(議案送付)

一、去る二十五日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
旅客鉄道株式会社建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業の日本鉄道建設公団への引継ぎに関する法律案(第百八回国会衆法第二〇号)

一、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、本院継続審査)

昭和六十二年八月二十七日 衆議院會議録第十三号 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

三〇〇

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(第百八回国会内閣提出、本院継続審査)
政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
(議案通知書受領)

一、昨二十六日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
国際緊急援助隊の派遣に関する法律案(第百八回国会内閣提出、本院継続審査)
国土開発幹線自動車道建設法の一部を改正する法律案

(質問書提出)
一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
株式会社日本抵抗器製作所の労使紛争に関する質問主意書(本間章君提出)

一、昨二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
北海道の航空運賃は正等に関する質問主意書(児玉健次君提出)

右
公害健康被害補償法の一部を改正する法律案
国会に提出する。
昭和六十二年二月十三日

内閣総理大臣 中曽根康弘
公害健康被害補償法の一部を改正する法律
公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
公害健康被害の補償等に関する法律
目次中「公害健康被害補償法」を「公害健康被害補償予防協会」に改める。
第一条中「を行なう」ともに「を」並びに「に」を「事業を行なう」を「事業及び大気の汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業を行

う」に、「係る被害者」を「係る被害者等に改め、
「保護」の下に「及び健康の確保」を加える。
第十三条第二項中「公害健康被害補償協会」を「公害健康被害補償予防協会」に改める。
第五十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、
「処理に要する費用」の下に「(以下「補償給付支給費用等」という。)を加え、
「のうちの第一種地域に係る指定疾病に影響を与える大気の汚染の原因である政令で定める物質を排出するもの」を削り、
「で、最大排出ガス量が政令で定める地域の区分に応じて政令で定める量以上であるものを、各年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この章において同じ。)の初日において設置している事業者」を「を」設置し、又は設置していた事業者で、次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一種地域に係る指定疾病に影響を与える大気の汚染の原因である政令で定める物質を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が政令で定める地域の区分に応じて政令で定める量以上である工場又は事業場を、各年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この章において同じ。)の初日において設置している事業者
二 第一種地域の指定がすべて解除された場合にあつては、その解除があつた日(以下「基準日」という。)の前日の属する年度(以下「基準年度」という。)の初日において前号の政令で定められていた物質(以下「対象物質」という。)を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が基準年度の初日において同号の政令で定められていた地域の区分に応じて同号の政令で定められていた量以上であつた工場又は事業場を基準年度の初日において設置していた事業者。ただし、基準日以後も基準日前にされた第四條第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者(以下「既被認定者」という。)に関する補償給付支給費用

等が生ずる場合に限る。
第五十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 第一種地域の指定がすべて解除された場合において、基準日とその属する年度の初日の翌日以後の日であるときは、前項第二号に掲げるばい煙発生施設等設置者に対する同項の規定の適用については、同項中「毎年度」とあるのは、「基準日の属する年度の翌年度から毎年度」とする。
第五十三条第一項を次のように改める。
各ばい煙発生施設等設置者から徴収する汚染負荷量賦課金の額は、次の各号に掲げるばい煙発生施設等設置者の種別に従い、当該各号に定める額とする。
一 前条第一項第一号のばい煙発生施設等設置者 当該ばい煙発生施設等設置者が排出する同号の政令で定める各物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年における年間排出量を乗じて得た額の合計額
二 前条第一項第二号のばい煙発生施設等設置者 次のイ及びロに掲げる額を合算した額
イ 対象物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に基準日前の既被認定者の指定疾病に影響を与えた大気の汚染の状況その他の事情を勘案して政令で定める年から基準年度の前年度の初日の属する年までの期間(以下「算定基礎期間」という。)の各年における対象物質の年間排出量を大気の汚染の状況に応じて地域の別その他の事情を勘案して政令で定めるところにより換算して得た量を累積した量(以下「累積量」という。)を乗じて得た額の合計額
ロ 基準日以後に排出される対象物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年における対象物質の年間排出量を乗じて得た額の合計額

第五十四条中「前条第一項」を「前条第一項第一号」に、「第五十二条第一項に規定する費用」を「補償給付支給費用等」に改め、「見込まれる金額」の下に「(以下「賦課金見込額」という。)のうち既被認定者以外の被認定者及び認定死亡者に関する金額」を加え、「同項」を「第五十二条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。
2 次の各号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額は、当該各号に掲げる事項を基礎として政令で定める。ただし、第二号に掲げる賦課金額は、同号の対象物質による大気の汚染の状況に応じて地域の別に従い定めるものとする。
一 前条第一項第二号イの単位排出量当たりの賦課金額 賦課金見込額のうち既被認定者に関する金額に既被認定者の指定疾病の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を乗じて得た額及びばい煙発生施設等設置者が排出した算定基礎期間における対象物質ごとの総累積量
二 前条第一項第二号ロの単位排出量当たりの賦課金額 賦課金見込額のうち既被認定者に関する金額に「一から前号の政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た額及びばい煙発生施設等設置者が排出する前年度の初日の属する年における対象物質ごとの総排出量
第五十五条第二項中「第五十二条第一項」を「第五十二条第一項第一号」に改め、「政令で定める物質」の下に「又は基準日以後に排出される対象物質」を加え、「添付しなければ」を「添付しなれば」に改める。
第五章 公害健康被害補償協会を「第五章 公害健康被害補償予防協会」に改める。
第六十八条中「並びに第四十八条」を「第四十八条」に改め、「納付金の納付の下に」並びに大気の汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業及びこれを行う地方公共団体に対する助成金の交付」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第七十二条中「公害健康被害補償協会」を「公害健康被害補償予防協会」に改める。

第七十七条第一項本文を次のように改める。

会長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第八十八条中「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 大気汚染の影響による健康被害の予防に
関する調査研究、知識の普及及び研修

五 大気汚染の影響による健康被害の予防に
関する計画の作成、健康相談、健康診査、機
能訓練又は施設若しくは機械器具の整備を行
う地方公共団体（施設又は機械器具の整備を
行う者に対して助成を行う地方公共団体を含
む。）に対する助成金の交付

第九十条第一項中「環境庁長官及び通商産業大
臣」を「主務大臣」に改める。

第九十四条に次の一項を加える。

三 協会は、第一項の規定による環境庁長官及び
通商産業大臣の承認を受けた財務諸表を各事務
所に備えて置かなければならない。

第九十八条の次に次の一条を加える。

(基金)

第九十八条の二 協会は、第八十八条第四号及び
第五号に掲げる業務（これらに附帯する業務を
含む。）に必要な経費の財源をその運用によつて
得るための基金を設け、大気汚染の原因とな
る物質を排出する施設を設置する事業者その他
大気汚染に関連のある事業活動を行う者から
拠出される拠出金をもつてこれに充てるものと
する。

二 協会は、基金に係る経理については、その他
の経理と区分して整理しなければならない。

三 前条の規定は、基金の運用について準用す
る。この場合において、同条第三号中「金銭信
託」とあるのは、「金銭信託で運用方法を特定し
ないもの」と読み替えるものとする。

第一百一条及び第二百一条第一項中「環境庁長官及
び通商産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第二百一条中「ついでに」の下に「次に規定する
もののほか」を加え、同条に次の一項を加える。

二 協会は、解散した場合において、その債務を
弁済してなお残余財産があるときは、その財産
は、国庫に帰属する。

第二百四条の見出し中「大蔵大臣」を「主務大臣等」
に改め、同条第一項第三号中「第二号」の下に「第
九十八条の二第三項において準用する場合を含
む。」を加え、同条に次の一項を加える。

三 環境庁長官は、第九十条第一項の認可をしよ
うとするときは、関係行政機関の長（大蔵大臣
を除く。）に協議しなければならない。

第二百四条の次に次の一条を加える。

(主務大臣)

第二百四条の二 この法律において、主務大臣は、
環境庁長官及び通商産業大臣とする。ただし、
第八十八条第四号及び第五号に掲げる業務（こ
れらに附帯する業務を含む。）に関する事項につ
いては、環境庁長官とする。

第二百四十五条中「五万円」を「十万円」に改める。
第二百四十六条中「十万円」を「二十万円」に改め
る。

第二百四十七条中「五万円」を「十万円」に改める。
第二百四十八条中「三万円」を「十万円」に改める。
第二百五十条中「三万円」を「十万円」に改め、同条
第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第四
号中「運用した」を「運用し、又は第九十八条の二第
三項において準用する第九十八条の規定に違反し
て基金を運用した」に改め、同条第五号中「環境庁
長官及び通商産業大臣」を「主務大臣」に改める。

附則第十九条の二の次に次の二条を加える。

(拠出金の事業費への充當)

第十九条の三 協会は、第九十八条の二第一項の
規定にかかわらず、当分の間、環境庁長官及び
通商産業大臣の認可を受けて、同項に規定する
者から拠出される拠出金の一部を第八十八条第

四号及び第五号に掲げる業務（これらに附帯す
る業務を含む。）に要する費用に充てることがで
きる。

二 環境庁長官及び通商産業大臣は、前項の認可
をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなけ
ればならない。

(協会に対する財政上の措置)
第十九条の四 政府は、協会が第九十八条の二第
一項の基金の運用により生ずる収益によつて第
八十八条第四号及び第五号に掲げる業務（これ
らに附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源
を確保することができるまでの間、協会に対
し、基金に関する財政上の措置を講ずることが
できる。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に公害健康被害補
償予防協会という名称を使用している者につい
ては、改正後の公害健康被害の補償等に関する
法律第七十二条の規定は、この法律の施行後六
月間は、適用しない。

第三条 この法律の施行の際現に公害健康被害補
償予防協会の理事又は監事である者の任期につ
いては、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)
第五条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の
一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表公害健康被害補償協会の
項を次のように改める。

公害健康被害 補償予防 協会	公害健康被害の補償等に関 する法律（昭和四十八年法 律第百一十一号）
----------------------	--

(法人税法の一部改正)
第六条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の
一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表公害健康被害補償協会の
項を次のように改める。

公害健康被害 補償予防 協会	公害健康被害の補償等に関 する法律（昭和四十八年法 律第百一十一号）
----------------------	--

(売上税法の一部改正)
第七条 売上税法（昭和六十二年法律第
号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表公害健康被害補償協会の
項を次のように改める。

公害健康被害 補償予防 協会	公害健康被害の補償等に関 する法律（昭和四十八年法 律第百一十一号）
----------------------	--

(地方税法の一部改正)
第八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十
六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「公害健康被害
補償協会」を「公害健康被害補償予防協会」に
改める。

(水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法
の一部改正)
第九条 次に掲げる法律の規定中「公害健康被害
補償法」を「公害健康被害の補償等に関する法
律」に改める。

- 一 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置
法（昭和五十三年法律第四号）第二条第一項
- 二 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第
十八条の二
- 三 環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十八
号）第四条第二十号

昭和六十二年八月二十七日 衆議院會議録第十三号 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

四 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号) 第四條第四十六号

理由

近年における我が国の大気の大気汚染の態様の變化を踏まえ、第一種地域の指定がすべて解除された場合における既被認定者に関する補償給付の支給等に要する費用に充てたるため指定解除前のばい煙発生施設等設置者から汚染負荷量賦課金を徴収することとする等所要の規定の整備を図るとともに、大気の大気汚染の影響による健康被害の予防を行うために必要な事業に関する業務を公害健康被害補償協会が行うことができるよう所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出 第百八回国会法律第三六号) に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年における我が国の大気の大気汚染の態様の變化を踏まえ、第一種地域の指定がすべて解除された場合における既被認定者に関する補償給付の支給等に要する費用に充てたるため、指定解除前のばい煙発生施設等設置者から汚染負荷量賦課金を徴収することとする等所要の規定の整備を図るとともに、大気の大気汚染の影響による健康被害の予防を行うために必要な事業に関する業務を公害健康被害補償協会が行うことができるよう所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 題名及び目的の改正

法律の題名を「公害健康被害の補償等に関する法律」に改め、目的に、大気の大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者等の健康の確保を図ること、を加える。

2 汚染負荷量賦課金に関する規定の整備

(一) 第一種地域の指定がすべて解除された場合における汚染負荷量賦課金の納付義務者第一種地域の指定がすべて解除された場合の汚染負荷量賦課金は、解除の日の前日の属する年度の初日において硫黄酸化物を排出するばい煙発生施設(地域の区分に応じ一定規模以上のもの)を設置していた事業者から徴収する。

(二) 第一種地域の指定がすべて解除された場合における汚染負荷量賦課金の額

次の(1)及び(2)の額を合算した額とする。

(1) 解除日より前の硫黄酸化物の単位排出量当たりの賦課金額に、指定解除の前年から一定の年数の間(算定基礎期間)に排出した硫黄酸化物の累積量(累積賦課金換算)を乗じて得た額

(2) 解除日以後の硫黄酸化物の単位排出量当たりの賦課金額に、前年度の硫黄酸化物の年間排出量を乗じて得た額

(三) 第一種地域の指定がすべて解除された場合における単位排出量当たりの賦課金額

単位排出量当たりの賦課金額は、次の事項を基礎として定める。

(1) 解除日より前の単位排出量当たりの賦課金額については、既被認定者の補償給付等に要する額の一定の割合の額及びばい煙発生施設等設置者が排出した算定基礎期間の硫黄酸化物の総累積量

(2) 解除日以後の単位排出量当たりの賦課金額については、既被認定者の補償給付等に要する額のうちの(1)の残額及びばい煙発生施設等設置者が排出する前年度の硫黄酸化物の総排出量

3

(一) 正 名称を「公害健康被害補償予防協会」に改める。

公害健康被害補償協会の業務等に関する改正

(二) 協会の目的に、大気の大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業及びこれらを行う地方公共団体に対する助成金の交付を行うこと、を加える。

(三) 協会の業務に次の業務を加える。

(1) 大気の大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究、知識の普及及び研修

(2) 大気の大気汚染の影響による健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練又は施設若しくは機械器具の整備を行う地方公共団体に対する助成金の交付

(四) 協会は、健康被害の防止に関する業務に必要な経費をその運用によつて得るための基金を設け、大気の大気汚染の原因となる物質を排出する事業者等から拠出される拠出金をもつてこれに充てる。

4

その他

基金が積み上がるまでの間の事業費について拠出金の一部を充当すること等について所要の規定を設ける。

5 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内の政令で定める日から施行する。

(二) その他所要の経過規定を整備するほか、関係法律について所要の改正を行う。

二 議案の修正議決理由

近年における大気の大気汚染の態様の變化を踏まえ、第一種地域の指定がすべて解除された場合に対応できるようにする本案の措置は、おおむね妥当と認め、さらに、関係法律について所要の整理をする必要があるため、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和六十二年一般会計予算(総理府所管)に百九十九億一千万円が計上されている。右報告する。

昭和六十二年八月二十五日

環境委員長 林 大幹
衆議院議長 原 健三郎殿

【別紙】

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出 第百八回国会法律第三六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公害健康被害の補償等に関する法律

目次中「公害健康被害補償協会」を「公害健康被害補償予防協会」に改める。

第一条中「を行なう」とともに、「を並びに」に、「事業を行なう」を「事業及び大気の大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業を行う」に、「係る被害者」を「係る被害者等」に改め、「保護」の下に「及び健康の確保」を加える。

第十三条第二項中「公害健康被害補償協会」を「公害健康被害補償予防協会」に改める。

第五十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「処理に要する費用」の下に「(以下「補償給付支給費用等」という。)を加え、「のうち第一種地域に係る指定疾病に影響を与える大気の大気汚染の原因である政令で定める物質を排出するもの」を削り、「で、最大排出ガス量が政令で定める地域の区分に応じて政令で定める量以上であるものを、各年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この章において同じ。)の初日において設置している事業者」を「設置し、又は設置していた事業者で、次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一種地域に係る指定疾病に影響を与える大気の大気汚染の原因である政令で定める物質を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、

最大排出ガス量が政令で定める地域の区分に応じ政令で定める量以上である工場又は事業場を、各年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この章において同じ。)の初日において設置している事業者

二 第一種地域の指定がすべて解除された場合にあつては、その解除があつた日(以下「基準日」という。)の前日の属する年度(以下「基準年度」という。)の初日において前号の政令で定められていた物質(以下「対象物質」という。)を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が基準年度の初日において同号の政令で定められていた地域の区分にあつた工場又は事業場を基準年度の初日において設置していた事業者。ただし、基準日以後も基準日前にされた第四條第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者(以下「既被認定者」という。)に関する補償給付支給費用等が生ずる場合に限る。

第五十二條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第一種地域の指定がすべて解除された場合において、基準日がその属する年度の初日の翌日以後の日であるときは、前項第二号に掲げるばい煙発生施設等設置者に対する同項の規定の適用については、同項中「毎年度」とあるのは、「基準日の属する年度の翌年度から毎年度」とする。

第五十三條第一項を次のように改める。

各ばい煙発生施設等設置者から徴収する汚染負荷賦課金の額は、次の各号に掲げるばい煙発生施設等設置者の種別に従い、当該各号に定める額とする。

一 前条第一項第一号のばい煙発生施設等設置者 当該ばい煙発生施設等設置者が排出する同号の政令で定める各物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年

における年間排出量を乗じて得た額の合計額

二 前条第一項第二号のばい煙発生施設等設置者 次のイ及びロに掲げる額を合算した額イ 対象物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に基準日前の既被認定者の指定疾病に影響を与えた大気汚染の状況その他の事情を勘案して政令で定める年から基準年度の前年度の初日の属する年までの期間(以下「算定基礎期間」という。)の各年における対象物質の年間排出量を大気汚染の状況に依りた地域の別その他の事情を勘案して政令で定めるところにより換算して得た量を累積した量(以下「累積量」という。)を乗じて得た額の合計額

ロ 基準日以後に排出される対象物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年における対象物質の年間排出量を乗じて得た額の合計額

第五十四條中「前条第一項」を「前条第一項第一号」に、「第五十二條第一項に規定する費用」を「補償給付支給費用等」に改め、「見込まれる金額」の下に「(以下「賦課金見込額」という。))のうち既被認定者以外の被認定者及び認定死亡者に関する金額を加え、同項を「第五十二條第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額は、当該各号に掲げる事項を基礎として政令で定める。ただし、第二号に掲げる賦課金額は、同号の対象物質による大気汚染の状況に依りた地域の別に従い定めるものとする。

一 前条第一項第二号イの単位排出量当たりの賦課金額 賦課金見込額のうち既被認定者に関する金額に既被認定者の指定疾病の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を乗じて得た額及びばい煙発生施設等設置者が排出した算定基礎期間における対象物質ごとの総累積量

二 前条第一項第二号ロの単位排出量当たりの

賦課金額 賦課金見込額のうち既被認定者に関する金額に、一から前号の政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た額及びばい煙発生施設等設置者が排出する前年度の初日の属する年における対象物質ごとの総排出量

第五十五條第二項中「第五十二條第一項」を「第五十二條第一項第一号」に改め、「政令で定める物質」の下に「又は基準日以後に排出される対象物質」を加え、「添付しなければ」を「添付しな

ば」に改める。

「第五章 公害健康被害補償協会」を「第五章 公害健康被害補償予防協会」に改める。

第六十八條中「並びに第四十八條」を「第四十八條」に改め、「納付金の納付」の下に「並びに大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業及びこれを行う地方公共団体に対する助成金の交付」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第七十二條中「公害健康被害補償協会」を「公害健康被害補償予防協会」に改める。

第七十七條第一項本文を次のように改める。

会長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第八十八條中「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究、知識の普及及び研修

五 大気汚染の影響による健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練又は施設若しくは機械器具の整備を行う地方公共団体(施設又は機械器具の整備を行う者に対して助成を行う地方公共団体を含む。)に対する助成金の交付

第九十條第一項中「環境庁長官及び通商産業大臣」を「主務大臣」に改める。

所に備えて置かなければならない。

第九十八條の次に次の一条を加える。

(基金)

第九十八條の二 協会は、第八十八條第四号及び第五号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金を設け、大気汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者その他大気汚染に関連のある事業活動を行う者から提出される拠出金をもつてこれに充てるものとする。

2 協会は、基金に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

3 前条の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同条第三項中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で運用方法を特定しないもの」と読み替へるものとする。

第百一条及び第百二條第一項中「環境庁長官及び通商産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第百三條中「ついでに」の下に「次に規定するもののほか」を加え、同条に次の一項を加える。

2 協会は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

第百四條の見出し中「大蔵大臣」を「大蔵大臣等」に改め、同条第一項第三号中「第二号」の下に「第九十八條の二第三項において準用する場合を含む。」を加え、同条に次の一項を加える。

3 環境庁長官は、第九十條第一項の認可をし、うとするときは、関係行政機関の長(大蔵大臣を除く。)に協議しなければならない。

第百四條の次に次の一条を加える。

(主務大臣)

第百四條の二 この法律において、主務大臣は、環境庁長官及び通商産業大臣とする。ただし、第八十八條第四号及び第五号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、環境庁長官とする。

昭和六十二年八月二十七日 衆議院會議録第十三号 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

三〇四

第百四十五条中「五万円」を「十万円」に改める。
第百四十六条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第百四十七条中「五万円」を「十万円」に改める。
第百四十八条中「三万円」を「十万円」に改める。
第百五十条中「三万円」を「十万円」に改め、同条

第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第四号中「運用した」を「運用し、又は第九十八条の二第三項において準用する第九十八条の規定に違反して基金を運用した」に改め、同条第五号中「環境庁長官及び通商産業大臣」を「主務大臣」に改める。

附則第十九条の二の次に次の二条を加える。

(提出金の事業費への充当)

第十九条の三 協会は、第九十八条の二第一項の規定にかかわらず、当分の間、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、同項に規定する者から提出される提出金の一部を第八十八条第四号及び第五号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に要する費用に充てることができる。

2 環境庁長官及び通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(協会に対する財政上の措置)

第十九条の四 政府は、協会が第九十八条の二第一項の基金の運用により生ずる収益によつて第八十八条第四号及び第五号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源を確保することができるまでの間、協会に対し、基金に関する財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に公害健康被害補償予防協会という名称を使用している者については、改正後の公害健康被害の補償等に関する法律第七十二条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 この法律の施行の際現に公害健康被害補償予防協会の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表公害健康被害補償協会の項を次のように改める。

公害健康被害補償予防協会の法律(昭和四十八年法律第百一十一号)

公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)

(法人税法の一部改正)

第六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表公害健康被害補償協会の項を次のように改める。

公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)

(売上税法の一部改正)

第七条 売上税法(昭和六十二年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表公害健康被害補償協会の項を次のように改める。

公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)

別表第三第十五号中「公害健康被害補償法」を「公害健康被害の補償等に関する法律」に改める。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「公害健康被害補償協会」を「公害健康被害補償予防協会」に改める。

(水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法等の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「公害健康被害補償法」を「公害健康被害の補償等に関する法律」に改める。

一 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法(昭和五十三年法律第四号)第二条第一項

二 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十八条の二

三 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)第四条第二十号

四 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二

百七十五号)第四条第四十六号

(別紙)

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 大気汚染から地域住民の健康を保護するため、新たに発症する慢性閉塞性肺疾患患者に配慮した事業を行うなど健康被害防止事業を効果的に実施すること。

二 大気汚染の影響による健康被害を予防することの重要性にかんがみ、大気汚染の原因者及び大気汚染の原因にかかわりのある者に基金への拠出を確実に行わせるよう、中小企業に配慮しつつ、適切な措置を講ずること。

三 認定患者の認定更新等に当たっては、その保護に欠くことのないよう配慮するとともに、その健康回復のための事業を一層充実すること。

四 主要幹線道路沿道等の局地的汚染については、その健康影響に関する科学的知見が十分でない現状にかんがみ、調査研究を積極的に推進するとともに、その結果に基づいて、必要に応じ、被害救済の方途を検討すること。

五 複合大気汚染による健康影響について、環境保健サーベイランス・システムを早急に構築し、地域住民の健康を觀察して、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

六 大都市地域における窒素酸化物等による大気汚染については、早急に環境基準の達成を図るため、ディーゼル車・大型車を中心とした自動車排ガス等の規制を強化するとともに、輸送の共同化、立体交差化等の自動車交通対策、電気

自動車・メタノール車等の低公害車の普及のための助成等の諸対策を総合的、計画的に推進すること。

食糧管理法の一部を改正する法律案

右

昭和六十二年三月十三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

食糧管理法の一部を改正する法律

食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条ノ二第二項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ価格ハ政令ノ定ムル所ニ依リ麦ノ生産費其ノ他ノ生産条件、麦ノ需要及供給ノ動向並ニ物価其ノ他ノ経済事情ヲ参酌シ麦ノ再生産ヲ確保スルコトヲ旨トシテ之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ麦作ノ生産性ノ向上及麦ノ品質ノ改善ニ資スベク配慮スルモノトス。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の食糧管理法第四条ノ二第二項の規定は、昭和六十三年産の小麦、はだか麦及び小麦から適用し、昭和六十二年以前に生産に係る小麦、はだか麦及び小麦については、なお従前の例による。

理 由

最近における麦作をめぐる諸情勢の変化に対処し、麦の政府の買入れの価格について、生産性の向上及び品質の改善に資するように配慮しつつ生産状況等を的確に反映して定めるため、その算定に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百八回国会閣法第六〇号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における麦作をめぐる諸情勢に対処し、麦の政府買入価格について、生産状況等を的確に反映するため、その算定に関する規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 麦の政府買入価格に関する算定方式を、現行のバリエイ価格方式から、生産性の向上及び品質の改善に資するよう配慮しつつ、生産費その他の生産条件、需要及び供給の動向、物価等を参酌する方式に改めること。

2 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとともに、この法律による改正後の規定は、昭和六十三年産の麦から適用すること。

二 議案の可決理由

本案は、麦の政府買入価格について、生産状況等を反映して算定する措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次

第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十二年八月二十五日

農林水産委員長 玉沢徳一郎

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

食糧管理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

麦は、畑作における合理的な輪作の基幹作物として、また、水田における重要な転作及び裏作物として農地の高度利用と農家の所得確保を図るうえで大きな役割を果たしている。

よつて政府は、中長期展望の下に国内産麦の自給力の向上をめざした生産振興を図るとともに、本法の施行に当たっては、左記事項の実現に努め、生産農家の経営安定に遺憾なきを期すべきである。

記

一 麦の政府買入価格については、生産者の理解が得られる算定方式を確立するとともに、その算定に当たっては、従来の価格算定の経緯、麦作の生産実態等をも十分勘案し、再生産の確保が図られる価格を実現すること。

なお、生産性向上の反映については、農家への還元にも十分配慮して行うこと。

二 品質格差については、需要の動向と併せ、良品質麦の開発普及の実情等にも十分配慮した運用を行うこと。

三 麦作の生産性向上を図るため、土地基盤の整備、農地流動化の促進、麦作集団の育成、機械

化一貫作業体系の確立、栽培技術の改善等に必要な施策の拡充に努めること。

四 国内産麦の品質改善とこれによる需要の一層の拡大を図るため、加工適性に優れた早生・多収品種の開発普及に努めるとともに、地域の条件に即した良品質麦の作付け及び適切な栽培管理等に対する指導を強化すること。

五 麦の品質向上と流通の合理化を図るため、共同乾燥調整・ばら流通施設の整備等広域的な集出荷体制の確立を積極的に推進すること。

民法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十二年三月二十六日

内閣総理大臣 中曾根康弘

民法等の一部を改正する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 離婚」を「第四款 離婚 第七百三十四条に次の一項を加える。

第七百三十七条の九の規定によつて親族関係が終了した後も、前項と同様とする。

第七百三十五条後段中「第七百二十八条の下に」又は第八百十七条の九を加える。

第七百九十一条第一項中「許可を得て」の下に「戸籍法の定めるところにより届け出ること」に

よつて」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「従前の氏」を「戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、従前の氏」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、前項の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、その父母の氏を称することができる。

第七百九十五条及び第七百九十六条を次のように改める。

第七百九十五条 配偶者のある者が未成年者を養子とするには、配偶者とともにしなければならない。ただし、配偶者の嫡出である子を養子とする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

第七百九十六条 配偶者のある者が縁組をするには、その配偶者の同意を得なければならない。ただし、配偶者とともに縁組をする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

第七百九十七条に次の一項を加える。

法定代理人が前項の承諾をするには、養子となる者の父母でその監護をすべき者であるものが他にあるときは、その同意を得なければならない。

第八百六条の次に次の二条を加える。

第八百六条の二 第七百九十六条の規定に違反した縁組は、縁組の同意をしていない者から、その取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その者が、縁組を知つた後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。

詐欺又は強迫によつて第七百九十六条の同意をした者は、その縁組の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その者が、詐欺を発見し、若しくは強迫を免れた後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。

第八百六条の三 第七百九十七条第二項の規定に違反した縁組は、縁組の同意をしていない者から、その取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その者が追認をしたとき、又は養子が十五歳に達した後六箇月を経過し、若しくは追認をしたときは、この限りでない。

前条第二項の規定は、詐欺又は強迫によつて第七百九十七条第二項の同意をした者にこれを準用する。

第八百十條に次のただし書を加える。

ただし、婚姻によつて氏を改めた者については、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、この限りでない。

第八百十一条第六項中「養親」を「縁組の当事

者の一方に、「養子」を「生存当事者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八百十一条の二 養親が夫婦である場合において未成年者と離縁をするには、夫婦がともにしなければならない。ただし、夫婦の一方がその意思を表示することができないときは、この限りでない。

第八百十三條第一項中「及び第八百十一条」を「、第八百十一条及び第八百十一条の二」に改める。

第八百十四條第一項中「左の」を「次の」に、「訴」を「訴え」に改め、同項第二号中「養子」を「他の一方に、「明か」を「明らか」に改める。

第八百十六條に次のただし書を加える。

ただし、配偶者とともに養子をした養親の一方のみと離縁をした場合は、この限りでない。

第八百十六條に次の一項を加える。

縁組の日から七年を経過した後前項の規定によつて縁組前の氏に復した者は、離縁の日から三箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、離縁の際に称していた氏を称することができる。

第四編第三章第二節に次の一款を加える。

第五款 特別養子

第八百十七條の二 家庭裁判所は、次条から第八百十七條の七までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族

との親族関係が終了する縁組（この款において「特別養子縁組」という。）を成立させることができる。

前項に規定する請求をするには、第七百九十四條又は第七百九十八條の許可を得ることを要しない。

第八百十七條の三 養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。

夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子（特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。）の養親となる場合は、この限りでない。

第八百十七條の四 二十五歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が二十五歳に達していない場合においても、その者が二十歳に達しているときは、この限りでない。

第八百十七條の五 第八百十七條の二に規定する請求の時に六歳に達している者は、養子となることができない。ただし、その者が八歳未満であつて六歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合は、この限りでない。

第八百十七條の六 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の

遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

第八百七十七条の七 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとす

る。
第八百七十七条の八 特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を六箇月以上の期間監護した状況を考慮しなければならない。

前項の期間は、第八百七十七条の二に規定する請求の時から起算する。ただし、その請求前の監護の状況が明らかであるときは、この限りでない。

第八百七十七条の九 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によつて終了する。ただし、第八百七十七条の三第二項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。

第八百七十七条の十 次の各号のいずれにも該当する場合において、養子の利益のため特に必要があるとき、家庭裁判所は、養子、実父母又は檢察官の請求により、特別養子縁組の当事者を離縁させることができる。
一 養親による虐待、悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があること。

二 実父母が相当の監護をすることができること。

離縁は、前項の規定による場合のほか、これを行うことができる。

第八百七十七条の十一 養子と実父母及びその血族との間においては、離縁の日から、特別養子縁組によつて終了した親族関係と同一の親族関係を生ずる。

(家事審判法の一部改正)

第二条 家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項甲類第六号中「第二項」を「第三項」に改め、同項甲類第八号の次に次の一号を加える。

八の二 民法第八百七十七条の二及び第八百七十七条の十の規定による縁組及び離縁に関する処分

(戸籍法の一部改正)

第三条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「第七百九十一条第三項」を「第七百九十一条第四項」に改め、同条第三項中「の規定によつて離婚又は婚姻」を「又は同法第八百六十六条第二項(同法第八百八条第二項)において準用する場合を含む。」の規定によつて離婚若しくは婚姻の取消し又は離縁若しくは縁組に、「ときは、その者」を「とき、又はその者を筆頭に記載した戸籍に在る者が他に」とき

は、その届出をした者」に改める。
第二十條の二の次に次の一条を加える。

第二十條の三 第六十八條の二の規定によつて縁組の届出があつたときは、まず養子について新戸籍を編製する。ただし、養子が養親の戸籍に在るときは、この限りでない。

第十四条第三項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。
第六十七條を次のように改める。

第六十七條 削除

第六十八條の次に次の一条を加える。

第六十八條の二 第六十三條第一項の規定は、縁組の裁判が確定した場合に準用する。

第四章第四節中第六十九條の次に次の一条を加える。

第六十九條の二 第七十三條の二の規定は、民法第八百八条第二項において準用する同法第八百六十六条第二項の規定によつて縁組の取消しの際に称していた氏を称しようとする場合に準用する。
第七十二條中「養子」を「生存当事者」に改める。

第七十三條に次の一項を加える。

第七十五條第二項の規定は、檢察官が離縁の裁判を請求した場合に準用する。

第四章第五節中第七十三條の次に次の一条を加える。

第七十三條の二 民法第八百六十六条第二項の規定は、この法律の施行前にした縁組には適

定によつて離縁の際に稱していた氏を稱しようとする者は、離縁の年月日を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第九十八條中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

民法第七百九十一条第二項の規定によつて父母の氏を稱しようとする者に配偶者がある場合には、配偶者とともに届け出なければならない。

第九十九條中「第七百九十一条第三項」を「第七百九十一条第四項」に、「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

前者の者に配偶者がある場合には、配偶者とともに届け出なければならない。

附 則

第一条 この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。

(民法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 改正後の民法(以下「新法」という。)の規定は、次条の規定による場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の民法の規定によつて生じた効力を妨げない。

(縁組の取消しに関する経過措置)

第三条 新法第八百六十六条の二及び第八百六条の三の規定は、この法律の施行前にした縁組には適

昭和六十二年八月二十七日 衆議院會議録第十三号 民法等の一部を改正する法律案及び同報告書

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案及び同報告書

三〇八

用しない。

(離婚等の場合の氏に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前三月以内に離婚をし、又は縁組が取り消された場合における新法第八百十六條第二項(新法第八百八條第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第八百十六條第二項中「離婚の日から三箇月以内」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第 号)の施行の日から三箇月以内」とする。

理 由

養子制度の充実等を図るため、従来の養子制度のほかに、子の利益のため特に必要がある場合において、家庭裁判所が、審判により、養父母との間に強固で安定した親子関係を成立させる特別養子制度を新設するとともに、従来の養子制度についても、配偶者のある者が縁組をする要件を緩和し、親族関係の変更に伴う氏の変更に關する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第八百八回国会閣法第八一號)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、養子制度の充実等を図るため、従来の養子制度のほかに、子の利益のため特に必要

がある場合に、養子と養父母との間に実の親子と同様な関係を成立させる特別養子制度を新設するとともに、従来の養子制度についても、配偶者のある者が縁組をする要件を緩和する等のため、民法、家事審判法及び戸籍法の一部を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特別養子制度

(一) 特別養子縁組は、養親となるべき者の請求により家庭裁判所が審判によつて成立させることができるものとする。

(二) 家庭裁判所は、特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となるべき者を六箇月以上の期間監護した状況を考慮しなければならないものとする。

(三) 特別養子縁組は、実親による監護が著しく困難又は不適当である等の特別の事情のある子について、その利益のため特に必要があるときに限るものとする。

(四) 原則として、養子となる者は六歳未満であること、養親となるべき者は二五歳以上の夫婦であること、及び実親の同意があることを要するものとする。

(五) 縁組の成立によつて、養子は養親の嫡出子の地位を取得するとともに、養子と実方の親族との親族関係は、婚姻障害を除き、終了するものとする。

(六) 離婚は、原則としてこれを許さないもの

とするが、特別の事由がある場合にかぎり審判により認められるものとし、離婚により、実方の親族との親族関係は従前に復するものとする。

2 従来の養子制度等

(一) 配偶者のある者の養子縁組は、養子が未成年者である場合を除き、その配偶者の同意を得て、単独で行うことができるものとする。

(二) 一五歳未満の子の縁組において、親権者でない父母の一方が子の監護者とされているときは、その者の同意を得なければならぬものとする。

(三) 縁組後七年を経過した後に離婚をしたときは、養子は戸籍の届出によつて離婚後も養親の氏を称することができるようとする。

(四) 父母の氏の変更に伴い子が婚姻中の父母と氏を異にする場合において、子が、父母の氏を称するには、家庭裁判所の許可を要しないものとする。

3 その他、民法の改正に伴い家事審判法及び戸籍法について、所要の整備をするものとする。

二 議案の可決理由

本案は、養子制度の充実等を図るため、従来の養子制度のほかに、子の利益のために、家庭裁判所の審判による特別養子制度を新設すると

ともに、従来の養子制度についても、配偶者のある者の縁組の要件を緩和する等、所要の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認める。よつて、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十二年八月二十五日

法務委員長 大塚 雄司

衆議院議長 原 健三郎殿

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十二年七月三十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律

外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十五条の二」に、「第六十九条の四」を「第六十九条の五」に、「第七十条」を「第六十九条の六」に改める。

第二十五条第二号中「又は国際的な平和及び安全の維持」を削り、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

居住者は、非居住者との間で次に掲げる取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

一 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術(以下「特定技術」という。)を特定の地域において提供することを目的とする取引

二 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引

2 通商産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、非居住者との間で特定技術を同項第一号の特定の地域以外の地域において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

第四章中第二十五条の次に次の一条を加える。
(制裁)

第二十五条の二 通商産業大臣は、前条第一項の規定による許可を受けないで同項第一号に規定する取引を行った者に対し、三年以内の期間を限り、非居住者との間で貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引を行い、又は特定技術に係る特定の種類の貨物の

輸出を行うことを禁止することができる。

2 通商産業大臣は、前条第一項の規定による許可を受けないで同項第二号に規定する取引を行った者に対し、三年以内の期間を限り、非居住者との間で外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引を行い、又は貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

3 通商産業大臣は、前条第二項の規定により通商産業大臣の許可を受ける義務が課された場合において当該許可を受けないで同項に規定する取引を行った者に対し、一年以内の期間を限り、非居住者との間で貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引を行い、又は特定技術に係る特定の種類の貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

(輸出の許可等)

第四十八条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物を輸出しようとする者は、政令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、同項の特定の種類の貨物を同項の特定の地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を

課することができる。

3 通商産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引若しくは支払の方法により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持並びに外国貿易及び国民経済の健全な発展に必要な範囲内、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

第五十三条中「基く」を「基づく」に、「違反した者」に対して「を」違反した者(前項に規定する者を除く。)に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

通商産業大臣は、第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項に規定する貨物の輸出をした者に対し、三年以内の期間を限り、輸出を行い、又は非居住者との間で特定技術の提供を目的とする取引を行うことを禁止することができる。

第六十八条第一項中「又は事務所を」、「事務所又は工場」に改める。

第八章中第六十九条の四を第六十九条の五とし、同条の前に次の一条を加える。

第六十九条の四 通商産業大臣は、第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項の規定の運用に関し、特に必要があると認めるときは、外務大臣に意見を求めるこ

とができる。

2 外務大臣は、国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは、第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項の規定の運用に関し、通商産業大臣に意見を述べることができる。

第九章中第七十条の前に次の一条を加える。

第六十九条の六 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が二百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 第二十五条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二 第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める貨物の輸出をした者

2 前項第二号の未遂罪は、罰する。

第七十条第十九号の次に次の一号を加える。

十九号の二 第二十五条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定技術の提供を目的とする取引をした者

第七十条第二十号中「第二十五条」を「第二十五条第三項」に、「同条」を「同項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十号の二 第二十五条の二第一項又は第三項の

昭和六十二年八月二十七日 衆議院會議録第十三号 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案及び同報告書

三一〇

規定による技術の提供を目的とする取引又は貨物の輸出の禁止に違反して取引又は輸出をした者

二十の三 第二十五条の二第二項の規定による貨物の売買に関する取引又は貨物の輸出の禁止に違反して取引又は輸出をした者

第七十条第二十八号の次に次の一号を加える。
二十八の二 第四十八条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで貨物の輸出をした者

第七十条第二十九号中「第四十八条第一項」を「第四十八条第三項」に改める。

第七十条第三十一号の次に次の一号を加える。
三十一の二 第五十三条第一項の規定による貨物の輸出又は特定技術の提供を目的とする取引の禁止に違反して輸出又は取引をした者
第七十条第三十二号中「第五十三条」を「第五十三条第二項」に改める。

第七十三条第一項中「第七十条、第七十一条又は前条」を「第六十九条の六から前条まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の外国為替及び外

国貿易管理法(以下「旧法」という。)第二十五条の規定による許可を受けた取引であつて、この法律による改正後の外国為替及び外国貿易管理法(以下「新法」という。)第二十五条第一項、同条第二項の規定に基づく命令又は同条第三項の規定による許可を要するものについては、それぞれ、同条第一項、同条第二項の規定に基づく命令又は同条第三項の規定による許可を受けたものとみなす。

第三条 旧法第四十八条第一項の規定に基づく命令の規定による承認を受けた貨物の輸出であつて、新法第四十八条第一項若しくは同条第二項の規定に基づく命令の規定による許可又は同条第三項の規定に基づく命令の規定による承認を要するものについては、それぞれ、同条第一項若しくは同条第二項の規定に基づく命令の規定による許可又は同条第三項の規定に基づく命令の規定による承認を受けたものとみなす。

第四条 この法律の施行の際現にされている旧法第二十五条の規定による許可の申請であつて、新法第二十五条第一項、同条第二項の規定に基づく命令又は同条第三項の規定による許可を要する取引に係るものは、それぞれ、同条第一項、同条第二項の規定に基づく命令又は同条第三項の規定による許可の申請とみなす。

第五条 この法律の施行の際現にされている旧法第四十八条第一項の規定に基づく命令の規定による承認の申請であつて、新法第四十八条第一

項若しくは同条第二項の規定に基づく命令の規定による許可又は同条第三項の規定に基づく命令の規定による承認を要する貨物の輸出に係るものは、それぞれ、同条第一項若しくは同条第二項の規定に基づく命令の規定による許可又は同条第三項の規定に基づく命令の規定による承認の申請とみなす。

第六条 この法律の施行前に通商産業大臣が旧法第五十三条の規定によりした輸出又は輸入の禁止は、新法第五十三条第二項の規定により通商産業大臣がした処分とみなす。

第七条 この法律の施行前に貨物の輸出又は輸入に關し旧法、旧法に基づく命令又はこれらに基づく処分違反した者に対する輸出又は輸入の禁止については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(貿易保険法の一部改正)

第十条 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第三条第七号中「第五十三条」を「第二十五条の二又は第五十三条」に改める。

(輸出入取引法の一部改正)

第十一条 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。
第二十八条第二項中「第四十八条第一項」を「第四十八条第三項」に、「基づく」を「基づく」に改める。

理 由

我が国の産業及び技術の発展並びに國際社会において我が国が担うべき責任の増大等の状況の下で、國際的な平和及び安全の維持を妨げると認められる貨物の輸出及び海外への技術提供が我が国の對外取引の正常な発展及び我が國經濟の健全な發展を阻害するおそれが増大していることにかんがみ、これらの輸出及び技術提供に係る罰則及び制裁の強化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、國際的な平和及び安全の維持を妨げると認められる貨物の輸出及び海外への技術提供が我が國の對外取引の正常な発展及び我が國經濟の健全な發展を阻害するおそれが増大していることにかんがみ、これらの輸出及び技術提供に係る罰則及び制裁の強化等の措置を講じよ

うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特定技術の役務取引の許可

国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造等に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の地域において提供する取引等を行おうとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 特定技術の無許可取引等に関する制裁

通商産業大臣は、許可を受けずに特定技術を特定の地域において提供する取引を行った者等に対し、三年以内の期間を限り、一定の役務取引、貨物の輸出等を禁止することができる。

3 特定の種類の貨物の輸出の許可

国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

4 特定の種類の貨物の無許可輸出に対する制裁

通商産業大臣は、許可を受けないで特定の種類の貨物の輸出をした者に対し、三年以内の期間を限り、貨物の輸出及び特定技術を提供する取引を禁止することができる。

5 工場への立入検査

主務大臣が当該職員を立ち入らせることができる場所に、この法律の適用を受ける取引

を行うことを営業とする者の工場を追加する。

6 外務大臣の意見

通商産業大臣は、特定技術の取引及び特定の種類の貨物の輸出の許可の運用について、特に必要があると認めるときは、外務大臣に意見を求めることができる。また、外務大臣は、国際的な平和及び安全の維持のために特に必要があると認めるときは、通商産業大臣に意見を述べることができる。

7 罰則の強化

無許可で特定技術を特定の地域において提供する取引を行った者及び無許可で特定の種類の貨物を特定の地域に向けて輸出した者は、五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処すものとする等罰則を強化する。

8 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、国際的な平和及び安全の維持を妨げると認められる貨物の輸出及び海外への技術提供が我が国の対外取引の正常な発展及び我が国経済の健全な発展を阻害するおそれがあることと認め、これを可決すべきものと議決した次

第である。
右報告する。

昭和六十二年八月二十六日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 佐藤 信二

地方交付税法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和六十二年七月三十一日

内閣総理大臣 中曽根康弘

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十一年度から昭和六十年年度まで」を「昭和五十一年度から昭和六十年年度まで」に改め、同表道府県の項第九号中「昭和五十一年度」を「昭和五十一年度」に改め、同表道府県の項第十号中「昭和六十一年度」を「昭和六十一年度」に改め、同表市町村の項第九号中「昭和五十一年度から昭和六十年年度まで」を「昭和五十一年度から昭和六十年年度まで」に改め、同表市町村の項第十号中「昭和五十一年度」を「昭和五十一年度」に改め、同表市町村の項第十一号中「昭和六十一年度」を「昭和六十一年度」に改め、同表市町村の項第十二号中「昭和六十一年度」の下に「及び昭和六十一年度」を加え、同表第十六号中「昭和五十一年度から昭和六十年年度まで」を「昭和五十一年度から昭和六十年年度まで」に改め、同表第三十七号を次のように改める。

三十七 昭和五十一年度から昭和六十一年度までの各年度の財政対策の目的	千円
一 一般公共事業、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てるため昭和五十一年度から昭和六十一年度までの各年度において発行を許可された地方債のうち当該各年度の財政対策のため発行を許可された地方債として自治大臣が指定するものの額	
地方債の額	

第十二条第二項の表第三十八号中「昭和六十一年度」を「昭和六十一年度」に改め、同表第三十九号中「昭和六十一年度」の下に「及び昭和六十一年度」を、「昭和六十年法律第三十七号」の下に「又は国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）」を加える。

昭和六十二年八月二十七日 衆議院會議録第十三号 地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書

第十三条第五項の表中

八 地方税減収補てん償還費	九 財源対策償還費	十 地域財政特別対策償還費	地方税の減収補てんのため昭和五十一年度から昭和六十一年度までの各年度に於いて特別に発行を許可された地方債の額	
			昭和五十一年度から昭和六十一年度までの各年度に於いて特別に発行を許可された地方債の額	昭和五十二年度から昭和六十一年度までの各年度に於いて特別に発行を許可された地方債の額
種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正

八 地方税減収補てん償還費
地方税の減収補てんのため昭和五十二年度から昭和六十一年度までの各年度に於いて特別に発行を許可された地方債の額

九 財源対策償還費
昭和五十二年度から昭和五十六年度まで及び昭和五十八年度から昭和六十一年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額

十 地域財政特別対策償還費
地域財政特別対策のため昭和五十七年度から昭和六十一年度までの各年度に於いて特別に発行を許可された地方債の額

十一 臨時財政特別対策償還費
臨時財政特別対策のため昭和六十一年度及び昭和六十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

種別補正

種別補正

種別補正

種別補正

種別補正

種別補正

種別補正

種別補正

種別補正

種別補正

附則第四条の見出し中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に改め、同条第一項中「昭和六十一年度から」を「昭和六十二年度から」に改め、「第二号に掲げる額の合算額」の下に「昭和六十二年度にあつては、当該合算額に五百十億円を加算した額」を加え、同項第一号中「算定した額」の下に「(昭和六十一年度分の算定については、同年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額は、同年度の一般会計の当初予算に計上された所得税、法人税及び酒税の収入見込額とし、昭和六十一年度における交付税でまだ交付していない額として加算する額は、五千七百六億円とする。)」を加え、同項第二号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に改め、同項第三号中「昭和六十一年度にあつては、昭和六十一年度における借入金金の額五兆六千九百四十一億五千五百万円」を「昭和六十二年度にあつては、昭和六十一年度における借入金金の額六兆九千四百四十三億五千五百万円」に改め、同項第四号中「昭和六十一年度にあつては、三千五百四十七億円」を「昭和六十二年度にあつては、三千四百六十一億円」に改め、同条第二項中「昭和六十一年度分」を「昭和六十二年度分」に改め、「千一百億円」を「三千三百十七億八千万円」に改め、同条第三項中「九百三十億円」を「千六百十億円」に、「九百五十二億円」を「千七百七十五億円」に改める。

附則第八条第二項中「昭和五十八年度分」を「昭和五十九年度分」に改め、同条第三項中「昭和五十九年度分を、昭和六十年年度分」に改め、同条第四項中「昭和六十年年度分」を「昭和六十一年度分」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
道府県	一 警察費	二 土木費	警察職員数	一人につき	七、二五三、〇〇〇
		1 道路橋りよう費			
		(1) 経常経費	道路の面積	平方メートルにつき	二〇八、〇〇〇
		(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	四、九二〇、〇〇〇
		2 河川費			
		(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	八七、〇〇〇
		(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	四六八、〇〇〇
		3 港湾費			
		(1) 経常経費	港湾（漁港を含む）における係留施設の延長	一メートルにつき	二六、三〇〇
		(2) 投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、三五〇
			漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	四、三四〇
		4 その他の土木費			
		(1) 経常経費	人口	一人につき	七二一
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、七〇〇
		三 教育費			
		1 小学校費	教職員数	一人につき	三、五七二、〇〇〇
2 中学校費	教職員数	一人につき	三、六二七、〇〇〇		
3 高等学校費					
(1) 経常経費	教職員数	一人につき	五、六四六、〇〇〇		
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	三八、七〇〇		
4 特殊教育諸学校費					
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	三六、三〇〇		

昭和六十二年八月二十七日 衆議院会議録第十三号 地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書

(1) 經常經費	教職員數	一人につき	三、五六八、〇〇〇
(2) 投資的經費	児童及び生徒の數	一人につき	一六〇、〇〇〇
5 その他の教育費	學級數	一學級につき	七〇一、〇〇〇
	學級數	一學級につき	七九三、〇〇〇
	人口	一人につき	二、八七〇
四 厚生労働費			
1 生活保護費	町村部人口	一人につき	六、八五〇
2 社会福祉費			
(1) 經常經費	人口	一人につき	三、五四〇
(2) 投資的經費	人口	一人につき	三七三
3 衛生費	人口	一人につき	五、〇五〇
4 労働費	人口	一人につき	五四五
	失業者數	一人につき	九八一、〇〇〇
五 産業經濟費			
1 農業行政費			
(1) 經常經費	農家數	一戸につき	六二、四〇〇
(2) 投資的經費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	三三、〇〇〇
2 林野行政費			
(1) 經常經費	林野の面積	一ヘクタールにつき	二、八五〇
(2) 投資的經費	林野の面積	一ヘクタールにつき	三、八二〇
3 水産行政費			
(1) 經常經費	水産業者數	一人につき	一五五、〇〇〇
(2) 投資的經費	水産業者數	一人につき	四三、七〇〇
4 商工行政費	人口	一人につき	一、四〇〇
六 その他の行政費			
1 徴稅費	世帯數	一世帯につき	八、二五〇
2 恩給費	恩給受給權者數	一人につき	一、一三五、〇〇〇

[illegible]

昭和六十二年八月二十七日 衆議院會議録第十三号 地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書

1 道路橋りょう費			2 港湾費			3 都市計画費			4 公園費			5 下水道費			6 その他の土木費			三 教育費			1 小学校費		
(1) 経常経費	(2) 投資的経費	道路の面積 道路の延長	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	港湾（漁港を含む）における係留施設の延長 港湾における外郭施設の延長 漁港における外郭施設の延長	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	都市計画区域における人口	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	人口	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	人口	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	人口	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	児童数	学級数	学校数	
千平方メートルにつき	一キロメートルにつき	九三、五〇〇	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一校につき	
五〇五、〇〇〇	二二、二〇〇	六、三五〇	四、三四〇	六二五	三三四	一五六	一五一	一四六	六五	八五四	八五六	二八、七〇〇	五五〇、〇〇〇	五、四〇四、〇〇〇									

(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	三七九、〇〇〇
2 中学校費			
(1) 経常経費	生徒数	一人につき	二六、〇〇〇
	学級数	一学級につき	七〇四、〇〇〇
	学校数	一校につき	五、四八八、〇〇〇
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	三七九、〇〇〇
3 高等学校費			
(1) 経常経費	教職員数	一人につき	五、七七五、〇〇〇
	生徒数	一人につき	三八、〇〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	二一、八〇〇
4 その他の教育費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	四、九四〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一九六
四 厚生労働費			
1 生活保護費	市部人口	一人につき	六、二五〇
2 社会福祉費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	三、二二〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	四六八
3 保健衛生費	人口	一人につき	三、四四〇
4 清掃費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	四、三四〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五三七
5 労働費	失業者数	一人につき	九八一、〇〇〇
五 産業経済費			
1 農業行政費			
(1) 経常経費	農家数	一戸につき	三三、六〇〇
(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	一一、〇〇〇
2 商工行政費	人口	一人につき	六六八

三二四

[illegible]

昭和六十二年八月二十七日 衆議院會議録第十三号 地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書

三二六

税法附則第四条第一項第一号に規定する額に三千三百七十七億八千万円を加算した額とし、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつては第四条の規定により算定した額にそれぞれ千六百六十億円を加算した額とし、昭和六十八年度にあつては同条の規定により算定した額に千七百七十五億円を加算した額とする。

理 由

地方財政の現状にかんがみ、地方公共団体の財源の充実に図る等のため昭和六十二年度分の地方交付税の総額について所要の加算を行うとともに、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正する等の必要がある。これが、この法律案を提案する理由である。

地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地方財政の現状にかんがみ、地方公共団体の財源の充実に図る等のため昭和六十二年度分の地方交付税の総額について所要の加算を行うとともに、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用の改正等を行うとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1 地方交付税の総額の特例

(一) 昭和六十二年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の規定により算定した額（所得税、法人税及び酒税の収入見込額は一般会計の当初予算に計上された額とし、昭和六十一年度における交付税でまだ交付していない額として加算する額は五千七百六億円とする。）に、交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金の活用により加算することとした五十億円及び特例措置額三千三百七十七億八千万円を加算した額から同年度分の利子の支払に充てるため必要な額三千四百六十一億円を控除した額とすること。

(二) 昭和六十六年度分から昭和六十八年度分までの地方交付税の総額については、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつてはそれぞれ千六百六十億円を、昭和六十八年度にあつては千七百七十五億円を加算した額とすること。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

(一) 経常経費に係る国庫補助負担率の引下げ等に伴い増加する経費に対し所要の財源を措置すること。

(二) 生活保護基準の引上げ、老人保健施策等高齢化への対応に係る経費の充実等福祉施策に要する経費の財源を措置すること。

(三) 教職員定数の改善、教育施設の整備、私

学助成等教育施策に要する経費の財源を措置すること。

(四) 公園、清掃施設、市町村道、下水道等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費の財源を措置すること。

(五) 消防救急対策、公害対策等に要する経費の財源を措置すること。

(六) 地域の活性化の促進に要する経費の財源を措置すること。

(七) 国際化への対応に要する経費の財源を措置すること。

(八) 投資的経費について、地方債振替後の所要経費の財源を措置すること。

(九) 昭和六十二年度の補正予算により増額された公共事業等に要する経費の財源を措置すること。

(十) その他制度の改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置すること。

二 議案の可決理由

最近における地方財政の状況にかんがみ、昭和六十二年度分の地方交付税の総額について所要の加算を行うとともに、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用の改正等を行うとする本案は、妥当と認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は十兆二千三百九十三億六千七百円であるが、昭和六十二年交付税及び譲与税配付金特別会計予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出に地方交付税交付金として九兆八千八百九十三億六千七百円が計上されている。

昭和六十二年八月二十六日

地方行政委員長 石橋 一弥

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方公共団体における行政需要増による地方財政の財源不足を打開し、地方自治の拡充強化を図るため、以下の各項について善処すべきである。

一 地方財政の硬直化を防ぐため、地方交付税法第六条の三第二項及び昭和五十九年度地方交付税法改正の主旨に鑑み、地方交付税の充実に図るとともに、公債費負担比率の著しく高い団体における地方債償還費に対する財源措置を充実すること。

二 国民健康保険事業等に対する国庫補助負担金については、その所要額の確保を図るとともに、地方財政への負担転嫁は一切行わないこと。

また、地方財政の逼迫と地域経済の停滞の現
状に鑑み、政府予算における地方関係予算につ
いては概算要求基準の弾力的運用を図ること。

三 今後、補正予算による公共事業の追加実施及
び地方単独事業の追加要請に際しては、その事
業の確実な進捗と借入金を増大を防ぐため、的
確な財政措置を講ずるよう努めること。

四 NTT株売却収入の活用による無利子貸付金
の地方債計画への計上に当たっては、一般の公
共事業の場合と同様、地方公共団体の負担分に
対し的確な財源措置を講ずること。

五 円高・構造不況による失業・雇用不安の拡大
と地域経済社会の停滞を是正するため、不況地
域における産業の振興と雇用の創出を確保し、
地方公共団体の財政の安定化に資するよう財政
措置の充実を図ること。

六 地方公営企業の経営の健全化と経営基盤の確
立を推進するため、経費負担区分原則に基づき
一般会計からの的確な繰り入れに努めること。

七 地方公務員の週休二日制の推進を図るととも
に、土曜閉庁の検討をすすめること。

八 昭和六十二年地方財政対策については、地
方財政運営に支障を来さないよう、第二次補正
予算等において的確な措置を講ずること。
右決議する。

昭和六十二年八月二十七日 衆議院會議録第十三号

三二八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒 105

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

官報課
電話 三三三三

定価
一〇部